

全 員 協 議 会 資 料

平 成 2 8 年 9 月 6 日

東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（案）

について

東大和市 介護予防・日常生活支援 総合事業（案）について

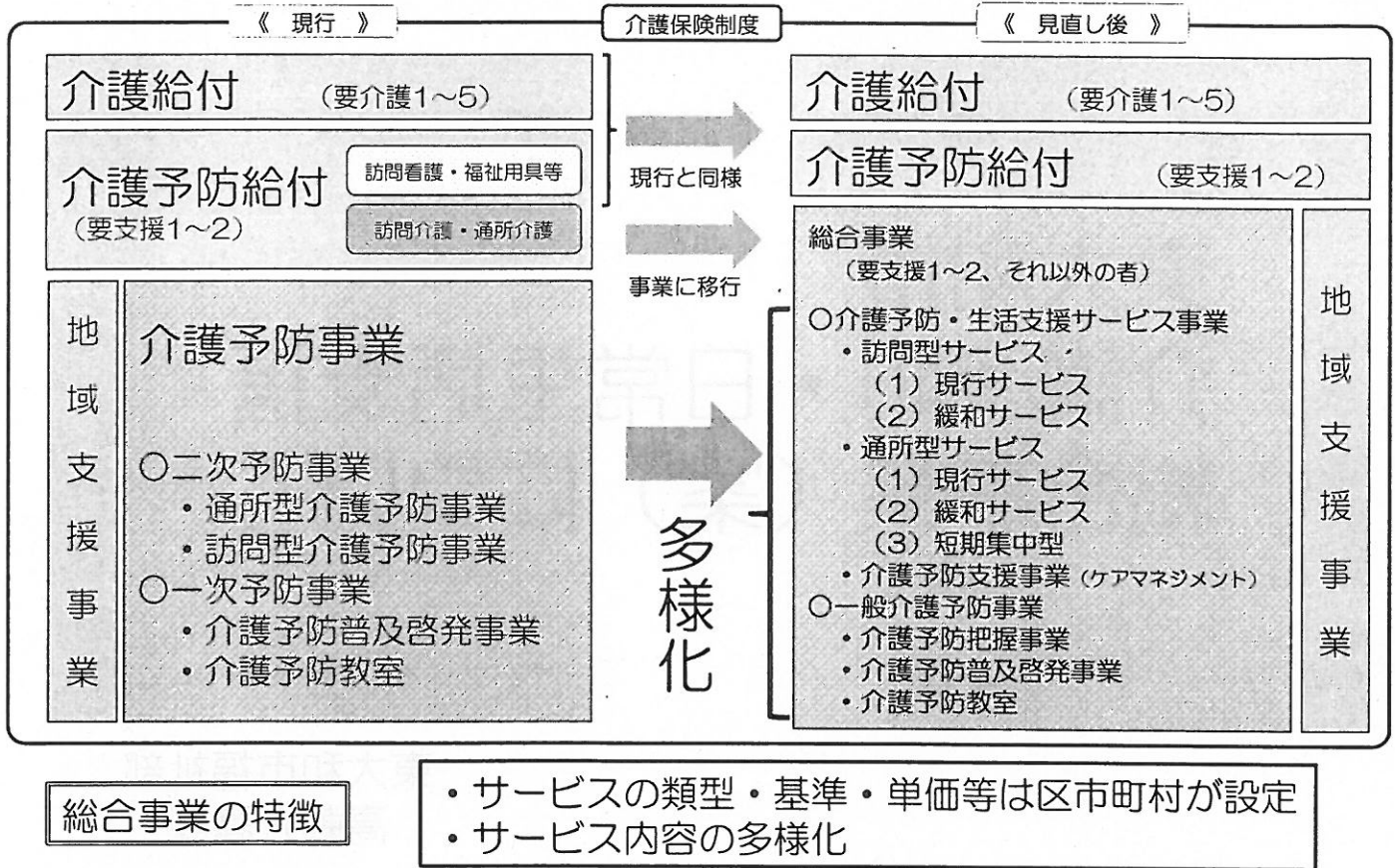
東大和市福祉部
高齢介護課

介護予防・日常生活支援総合事業 （総合事業）の実施について

2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、高齢者世帯、高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加することが見込まれています。

先般の介護保険制度改正により、東大和市は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）を開始します。

◆介護保険制度改正における介護予防事業の改正点



◆総合事業の概要

1. 要支援相当の高齢者から元気高齢者まで、分け隔てなく、また切れ目なく自立支援ができるよう支援する。
2. 予防訪問介護と予防通所介護が総合事業に移行。
訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
3. 高齢者ほっと支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
4. 多様なサービス主体（事業所、シルバー人材センター、市認定ヘルパー等）による多様なサービス提供体制をつくることで、効率的な支援を可能にする。

◆訪問型サービスの類型 ～国のガイドライン例示の類型～

基準	現行の訪問介護相当		ガイドライン例示によるサービス		
サービス種別	①訪問介護	②サービスA (基準緩和型)	③サービスB (住民主体型)	④サービスC (短期集中型)	⑤サービスD (移動支援)
内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◆既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ◆訪問介護員による下記の例のようなサービスが必要なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 	◆状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL(※1)やIADL(※2)の改善に向けた支援が必要なケース 	サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定 / 委託	補助(助成)	直接実施 / 委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(区市町村)	

※1 日常生活動作(食事・入浴等)

※2 手段的日常生活動作

(買い物・服薬管理・金銭管理等、ADLよりも複雑で高次の動作)

区市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

◆訪問型サービスの類型 ～東大和市の類型～

基準	現行の訪問介護相当	新しいサービス
サービス種別	①訪問介護	②サービスA (基準緩和型)
内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◆既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ◆訪問介護員による下記の例のようなサービスが必要なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 	◆主に雇用労働者により提供される、緩和した基準によるサービス
実施方法	事業者指定	事業者指定
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準
提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者

➡ 「現行相当サービス」と、「サービスA(基準緩和型)」を実施

◆通所型サービスの類型 ～国のガイドライン例示の類型～

基準	現行の通所介護相当		ガイドライン例示によるサービス	
サービス種別	①通所介護	②サービスA (基準緩和型)	③サービスB (住民主体型)	④サービスC (短期集中型)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練 	ミニデイサービス、運動、レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース 「ガイドライン例示によるサービス」の利用が難しいケース 集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	◆状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の利用を促進		ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6か月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定 / 委託	補助（助成）	直接実施 / 委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
提供者（例）	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（区市町村）

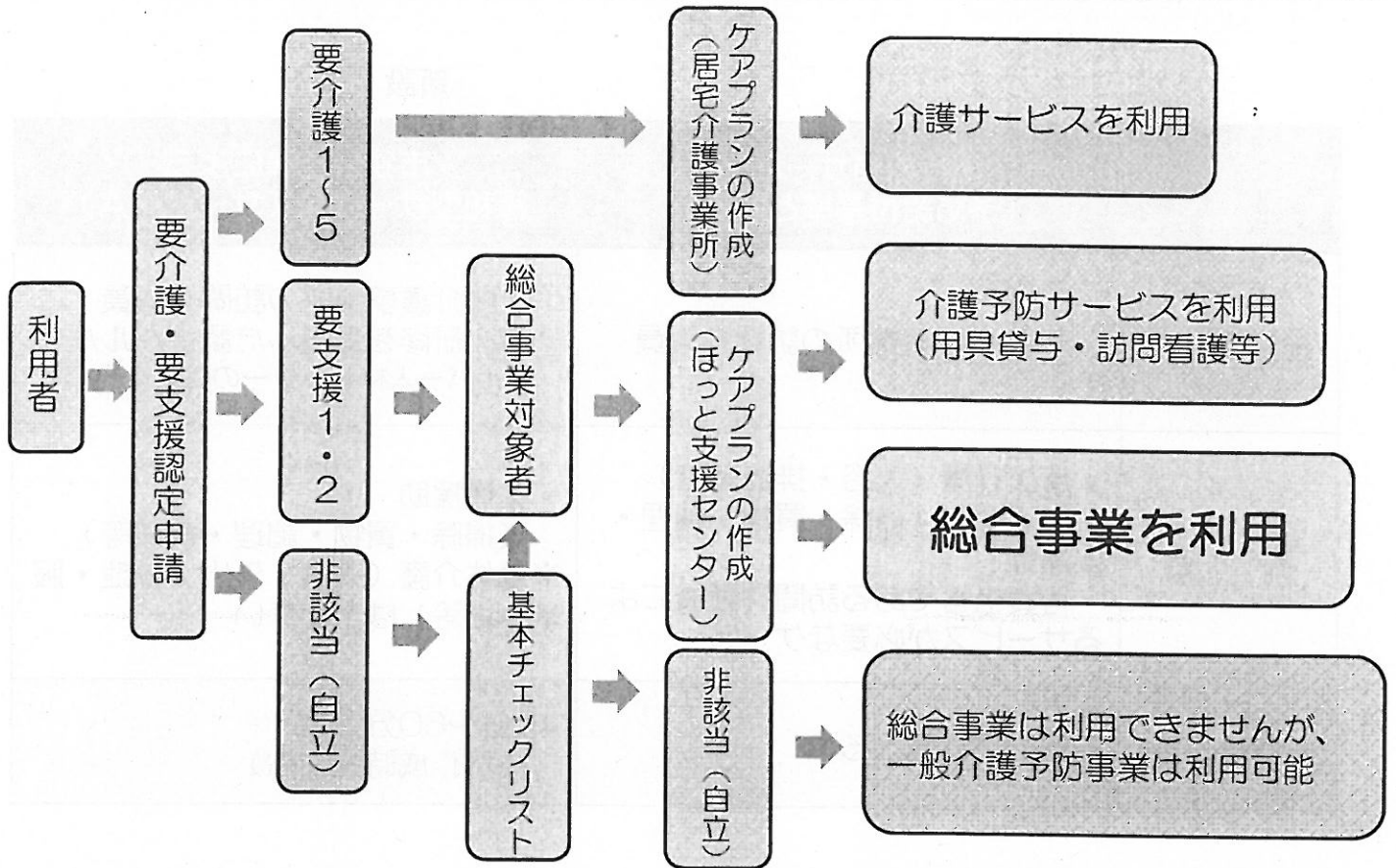
区市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

◆通所型サービスの類型 ～東大和市の類型～

基準	現行の通所介護相当	新しいサービス	
サービス種別	①通所介護	②サービスA (基準緩和型)	③サービスC (短期集中型)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練 	ミニデイサービス、運動、レクリエーション等	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース 「ガイドライン例示によるサービス」の利用が難しいケース 集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	◆主に雇用労働者等により提供される、緩和した基準によるサービス	ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6か月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	内容に応じた独自の基準
提供者（例）	通所介護事業者の従事者	雇用労働者	保健・医療の専門職

➡ 「現行相当サービス」・「サービスA」・「サービスC」を実施

◆総合事業利用の流れ①



◆総合事業利用の流れ②

1. 利用希望者は、要介護・要支援認定申請が必要

- ➔
- ①新規でサービスを利用する方
 - ②要介護・要支援認定の更新を迎えた方

2. 基本チェックリストを利用する方

- ➔
- ①要支援認定更新申請をしない方
 - ②要介護・要支援認定を行い、「非該当」となった方

※基本チェックリストの判定結果から総合事業を利用する場合は、基準を緩和をしたサービスを利用できる。

◆訪問型サービス（概要）

新設

	現行相当サービス （予防給付基準と同様）	市独自基準による 緩和型サービス（サービスA）
提供する人	訪問介護事業所の訪問介護員	①訪問介護事業所の訪問介護員 ②市の研修を受講した認定ヘルパー （シルバー人材センターの会員を含む）
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護（入浴・排泄等含） ・生活援助（掃除・買物・調理・洗濯等） ・有資格者である訪問介護員によるサービスが必要なケース 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助 （掃除・買物・調理・洗濯等） ※身体介護（入浴・外出・排泄・服薬介助等）は含まない
提供時間/回	内容により異なる	45分～60分 / 回 （記録作成時間含む）

◆訪問型サービス（基準）

新設

	現行相当サービス （予防給付基準と同様）	市独自基準による 緩和型サービス（サービスA）
基 準	管理者：常勤・専従1名以上 （兼務可） 訪問介護員等： 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者： 40人毎に1人	管理者：専従1名以上（兼務可） 従事者：1人以上必要数 訪問事業責任者： 従事者のうち、1人以上必要数
設 備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区域 ②必要な設備・備品	

◆通所型サービス（概要）

	現行相当サービス (予防給付基準と同様)	新設 市独自基準による 緩和型サービス (サービスA)	新設 市独自基準による 短期集中機能訓練 (サービスC)
提供する事業所	通所介護事業所		①老人保健施設 ②通所介護事業所
内 容	◆通所介護と同様のサービス ◆生活機能の向上のための機能訓練	◆ミニデイサービス、運動、レクリエーション等 ※ただし、入浴サービスは含まない	3か月程度、運動指導員等の指導に基づき、筋力向上訓練を実施し、身体機能の改善を図る
提供時間/回	施設により異なる	①1時間30分以上 3時間未満 / 回 ②3時間以上 / 回 ※施設により異なる	60分～90分程度 / 回 (週2回)

◆通所型サービス（基準）①

		現行相当サービス (予防給付基準と同様)	新設 市独自基準による緩和型サービス (サービスA)
基 準	人 員	管理者：常勤・専従1名以上（兼務可） 生活相談員・看護職員：専従1人以上 介護職員：利用者15名まで専従1人以上 (15人超は1人につき専従0.2人以上) 機能訓練指導員：1人以上	管理者：専従1名以上（兼務可） 生活相談員：専従1名以上（兼務可） 従事者： ・15人まで専従1名以上 ・15人超は利用者1名につき必要数
	設 備	食堂・機能訓練室・静養室・相談室・事務室の設置が必須 ①食堂・機能訓練室 3㎡×利用定員以上 ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	食堂・機能訓練室・相談室の設置のみで可能 ①食堂・機能訓練室 2.5㎡×利用定員以上 ②相談室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品

◆通所型サービス（基準）②

新設

サービス種別		市独自基準による短期集中機能訓練（サービスC）
基準	人 員	管理者：専従1名以上（兼務可） 従事者： <ul style="list-style-type: none"> ・利用者5人まで1名以上 ・利用者6人以上10人以下まで2名以上 ・利用者11人以上20人以下まで3名以上
	設 備	①訓練室 3㎡×利用定員以上 ②必要なその他の設備・備品
そ の 他		実施期間：3か月程度（週2回） 実施時間：1回あたり60～90分 定員：10名程度

◆事業移行に向けた今後のスケジュール（案）

日 程	内 容
平成28年9月中旬	訪問・通所介護事業者への説明会を実施
↓	
9月中旬～10月中旬	パブリックコメントの実施
↓	
11月中旬	訪問・通所介護事業者への説明会を実施
↓	
平成29年2月	現行予防給付対象者への制度改正通知 市民への周知（市報、市ホームページ、住民説明会等）
↓	
平成29年4月	事業開始

※スケジュールは今後変更となる可能性があります。